

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、貴社が契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、工事等及び売払い等により暴力団を利することにならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札及び契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

- 1 大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号又は同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、貴社から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他提出した書面等が、貴社を通じて警察等の行政機関へ提出されることに同意します。
- 4 私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると貴社が警察等から通報を受け、又は貴社の調査により判明した場合には、行政機関のホームページ等において、その旨が公表されることに同意します。
- 5 私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を貴社に提出します。
- 6 私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、貴社からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、貴社に提出します。
- 7 私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると貴社が警察等から通報を受け、又は貴社の調査により判明し、貴社から下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指示を受けた場合は、当該指示に従います。

案件名称：_____

クリアウォーターOSAKA株式会社 代表取締役 様

年 月 日

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

(参 考)

○ 大阪市暴力団排除条例（抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

○ 大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者